

第6回 総務・広報委員会の概要

(職域総合部会常設委員会)

I 日 時 平成21年1月16日(金) 13:30～16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	大森 伸男	日本獣医師会専務理事・職域総合部会長
【副委員長】	湊 恵	香川県獣医師会会長
【委員】	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	岩田 颯三	千葉県獣医師会参与
	吉川 寛樹	島根県獣医師会常務理事
	小松 文嗣	山形県獣医師会常務理事
	佐藤 州司	大分県獣医師会常務理事
	鈴木 源一	和歌山県獣医師会理事
	田村 誠朗	北海道獣医師会副会長
	水下 健次	新潟県獣医師会専務理事
	山口 真誉	青森県獣医師会理事
	山下 稔	岡山県獣医師会常務理事

IV 議 事

【報告事項】

第5回総務・広報委員会の協議結果（報告）

【協議検討事項】

- (1) 新公益法人制度移行に当たっての課題と対応
 - ア 新公益法人制度検討の要点
 - イ 公益認定等に関する審査基準等について
 - ウ 総務・広報委員会委員の質問に対する対応の考え方
 - エ 動管協からの合併要請の対応
- (2) その他

V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から大要次のとおり挨拶があった。

- (1) 旧年中、地方獣医師会（以下「地方会」）には、日本獣医師会（以下「日獣」）の事務運営に理解、協力いただいたこと、昨年末開催した日獣創立60周年記念式典が盛会裏に終了したことについてのお礼、また、来週、盛岡で開催する学会年次大会への参加要請がなされた。

- (2) 昨年6月に本委員会を開催して半年が経過し、本委員会で議論いただいたことを含め、各地方会に新制度移行に当たってのガイドライン的なものを周知した。昨年12月に開催した全国獣医師会会長会議及び理事会において、今後の対応について説明し、議論等を踏まえ、本日、第6回委員会開催に至った。
- (3) これまでの経過を踏まえ、1月5日付けで、「新公益法人制度検討の要点と再整備等について」を会長名で通知し、地方会に当面对応しなければならないことをお願いした。今日の委員会では、本件について説明し、その後、委員各位からいただいた課題を別添の資料にまとめているので、当方の考えを提示した上で内容を協議したい。
- (4) 地方会からの疑問点・課題等について、本委員会で方向性を整理し、地方会にフィードバックするのもこの委員会の大きな役割であると考えている。
- (5) また、日本動物保護管理協会（以下「動管協」）から新制度移行を果たすにあたって、単独の団体としての移行が難しいという判断のもとに、昨年、日獣に対して合併の要請があった。本件については、昨年の理事会において協議し、合併要請を受け入れる方向で対応を進めることになり、今後どういったことに注意を払いながら合併を推進していくか各委員の意見をいただきたい。
- (6) 各委員は、各地区に戻られた時に、地区内の会合等において本委員会の方向性について話をしていただきたい。別途、各地区ブロックの意見も集約して本委員に提出いただきたい。

1 新公益法人制度移行に当たっての課題と対応

ア 新公益法人制度検討の要点

イ 公益認定等に関する審査基準等について

大森委員長から、平成21年1月5日付け、20日獣発第224号「新公益法人制度検討の要点の再整備等について」の通知文書等の資料に沿って説明がなされ、以下のとおり協議がなされた。

- (1) 「地方会では、狂犬病予防注射事業（以下「狂注事業」）を任意の組織を作って実施しているところがあるが、制度改革を機会に地方会事業の中に取り入れなければ公益認定は難しいのではないか。」との意見に対し、大森委員長から、「法律に基づく義務行為の徹底の支援について自治体から委託を受け地方会の事業として実施するのが狂注事業である。しかしながら、これまでの地方獣医師会の事業実施の対応は一様でないのも事実である。一方、地方会が行っている公益事業として位置づけを行わなければ、法律に基づく仕組み自体にも影響が出る懸念がある。公益法人である地方会が、部分的にも自治体からの委託を受けて狂注事業全体の調整を行っているという仕組みとしておかなければ地方会による公益事業であるとの主張そのものが成立しないこととなる。」と回答した。
- (2) 「複数の公益事業の中で、一つの公益目的事業について、その事業ごとに収支相償になっているかどうかを検証するのが第一手法であり、いくつかの関係する公益事業の枠組みの中で収支相償かどうかを検証するのが第二手法である。各地方会の現状では、第一手法で収支相償がクリアできないのではないか。」との意見に対し、大森委員長から、「第一手法でクリアできない時は、特定費用準備金として繰り越す方法がガイ

ドラインで示されている。」と回答された。

- (3) 狂注事業のみで収支相償にならない場合に、関連する公衆衛生事業の中に繰り入れ、全体が公益目的事業として説明する手法は可能であろうといわれている。
- (4) 各地方会が狂注事業の収支計算を行った場合に、管理費や人件費といったものを含めても収支相償にはならないのではないかと。会の運営において、他の事業に狂注事業の経費を充当しているものがある。狂注事業が公益目的事業と認められなければ、公益認定が非常に厳しい状況になる。
- (5) 大森委員長から、「狂注事業に参加する獣医師から公益事業参加の負担金又は会費という名目で集めることはできないか。」との質問に対し、委員から、「毎年、狂注事業が黒字であるならば、手数料を下げなさいと指導される可能性がある。また、狂注事業は獣医師の収入であると判断される。法に基づいて実施している公益目的事業であると主張しても、最終的に獣医師個人の利益になってしまう。狂注事業は、県獣医師会のメイン事業として実施しているということであれば公益事業として認めてもらえない。そのためには、狂注事業の費用は、特別会費としてではなく、県獣医師会が狂注事業を実施するための運営経費の扱いとしなければならないのではないかと。」と回答された。
- (6) 大森委員長から、「断言できないが、狂注事業に参加した獣医師の負担金の算定基礎を別途作成し、会費の一部として徴収することに関しては否定されていないと思う。また、一方、狂注事業に参加した獣医師に対し事業推進費として技術料相当額を支出するという手法も考えられる。」との意見があった。
- (7) 「公益目的事業が3つあった場合、一つの事業が黒字であり、残り二つの事業が赤字の場合は、第一手法ではあてはまらないが、第二手法の大きな枠の公益事業の中であれば、収支相償に充当してもいい、大きな枠での決算の数字が最終的に収支相償になればいいとの説明を受けた。」との質問に対し、大森委員長から、「不確定なので、次の委員会までに確認する。」との回答があった。
- (8) 本県では、狂注事業において、1頭500円を獣医師会の運営経費として事業に参加した獣医師から納入いただいているが、頭数が多いのでかなりの運営経費が入る。それをそのまま計上すると収支相償をクリアできない。したがって、昨年からは狂注の経費を1頭300円に減額した。そのかわり開業の先生方から1人10万円の会費を集めることにしたが、公益認定申請に向け、10万円の会費を5万円に下げ、残りの5万円は共益部門の用途限定会費として徴収することとした。用途限定会費は、開業部会限定の事業に使うことに切り替え、結果、収支相償が、かなり楽にクリアされていくのではないかと。思う。
また、各地方会の支部の経理を、本部と一本化するよういわれているが、現在の状況では一本化するの難しい。したがって、支部は「他の同一の団体」という形で対応せざるを得ない。本件について県に確認を行ったところ、支部を「他の同一の団体」としてよろしいとの回答を得た。なお、会員からは、支部会費と本部会費を別々に徴収することになる。
- (9) 大森委員長から、本年の全国獣医師会事務担当者会議において、本会の公認会計士に会計のイロハについて講義いただく予定としている旨が告げられた。これに対し、

「地区のブロックにおいて、場を設けたときに講義いただけるものなのか、一泊二日の泊まりがけで集中的に講義をするような場を設けてもいいのではないか」等の意見があり、大森委員長から、「新新公益法人会計を習熟するためには、どういったステップを踏むのがいいのか等々について本会の公認会計士に相談し、内部で検討する」と回答がされた。

- (10) 大森委員長から、「支部の運営について、半分は本部と一体的な運営、残り半分は任意的な運営経理がされているということではだめなのか。」との質問に対し、委員から、「本県では狂注事業を支部単位で行っている。ワクチンの手配も支部で行っている。市町村と本会が協定を結んで、参加した獣医師から特別会費を徴収している。本会としては、支部活動に対する助成を行っているが、狂注事業だけは別である。」との現状の説明があった。
- (11) 大森委員長から、「公益認定法人は特定の団体に特別な利益の供与をしてはいけないという規定がある。Q&Aを読むと支部や政治団体を有する場合は、法人本体と別会計である場合の寄附助成は規程に抵触する恐れがあると書いてある。本部と一体的な支部であれば問題ないが、別の支部に一定の助成を行った時に特別な利益の供与に該当する恐れがありうる。」との意見があった。
- (12) 「本会では支部活動資金を公益事業と関係なく、会員に対しての福利厚生として支部に拠出しているが、本件について行政に確認したところ、本部から支部活動資金等を拠出してはいけないと言われた。」との意見に対し、大森委員長から「一体的な経理をしなければならないということは、すべてが一体的でなければならないのか、部分的に一体的であればいいのか確認したい。」と回答された。
- (13) 「日獣の部会は支部にあたるのか。」との質疑に対し、大森委員長から、「部会は支部の位置づけではない。本部機能の一部を任せているというのが支部であって、本部が行う特定の検討の場が部会である。本会は部会と同様に学会を設置しているが、今課題となっているのは学会である。学会は日獣の定款上において、組織の運営機関の一部でありながら、理事会、総会が形式上、機能している。現在、部会同様、日獣の学会事業運営機関という形に見直す方向で議論している。また、地区学会は、各地区に運営を任せているが、組織の見直しに合わせて地区学会の運営方法についても議論を始めている。現在、地区学会が任意の組織になってしまっていることから、今ある地区制もこのままでいいのか議論の対象になる。経過については、逐次、お知らせする予定である。」と回答された。
- (14) 「定款の変更案の任意的記載事項について、公益法人協会の定款を見ても規律に関わる部分の記載がなかった。我々でいえば獣医道、コンプライアンス等々が任意的記載事項であると思われるが、任意的記載事項にどういったものを入れたらよろしいのか。」との質疑に対し、大森委員長から、「今日手に入ったが、公益法人協会が定款・諸規程例を発行し、その中に規約例等が入っているので参考にしてほしい。」と回答された。
- (15) 「公益法人協会が公益認定を申請した際の定款をみてもあまり参考にならない。もう少しわれわれに即した具体的な定款例がないのか。」「モデル定款をみるとかなり縛りがあるように見えるが、最低限クリアできる内容で定款を作成した方がいいので

はないか。」との意見に対し、大森委員長から「今ある定款をできるだけベースにした上で最低限、必要箇所のみ変更することで対処することで考えていきたい。ガラガラポンまでは現時点では考えていない。」と回答された。

(16) 公益社団法人認可の申請例をみると、目的等に具体的なものがない。経理的にみても、どのような事業を行い、どのような経費を使うのか見えてこない。我々が事業を区分したとき、どういった形で配分したらいいのか具体的な例がほしい。

ウ 総務・広報委員会委員の質問に対する対応の考え方

各委員から質問があった対応の考え方について、別添資料に沿って事務局から説明がなされ、以下のとおり協議がなされた。

- (1) 狂注事業が、第一手法で黒字となった場合、特定費用準備資金として処理すれば余剰は発生しない。第二手法で黒字となっても特定費用準備金として積み増しすることが可能である。黒字となった部分を狂注事業の中で計上するのか、公衆衛生事業の大きな枠の中で計上するのか。さらに、狂注事業の黒字に当たる部分を負担金という形にして、一般会費の中で徴収し、できるだけ剰余金としないような方法もあるのではないか。
- (2) 各地方会の事業を公益目的事業の 23 項目に当てはめると、ほとんどが公益事業に認定されると思われるが、地方会独自で行っている事業の中に収入を伴わない事業がかなりある。その赤字の事業に黒字となった事業のお金を回すことが可能であろうと思われるので、第二手法で処理した方が楽にやっていたのではないかと。
- (3) 公益事業を個別で書く場合、公衆衛生支援事業といった大きくくりの中に、講習会事業、介助犬の助成、マイクロチップの助成といった小さな事業と並べて狂注事業の収入を少しずつ減らすような方向で事業立てしたらどうか。本県では、狂犬病事業、学校飼育事業、野生傷病の三本の事業立てを行う予定である。
- (4) 大森委員長から、「定款に掲げた事業でなければ公益目的事業として行ってはいけないとあるので、定款でどういった事業を記載するか考えなければならない。」との意見があった。
- (5) 日獣の設立目的と事業があるが、どこの地方会も同じような内容であると思う。本県では、公益目的事業の 23 項目に沿って細かく定款を作ってみたが、「獣医事の上に関する事項」といったように大きく意味がとれる内容で定款に記載したほうがよいという指導を県から受けた。もし記載した事業をやらなくなった場合、そのたびに定款を改正しなければならないので、細かい個別的なことは記載する必要はないということであった。そのかわり、記載した事項とは別に、事業の内容を記載したものを作成するよう指導があった。
- (6) 大森委員長から、「我々は獣医師が構成する団体であり今後も変わらない。この定款の事業部分を抜げることで、獣医師でなくてもできるのではないかと議論になると、一般の人を会員として迎え入れないと不当な差別になってしまう。したがって獣医師の団体である以上、獣医事に係る事業を行うということは変えることはできないし、その獣医事向上の事業が公益認定のチェックポイントに従い公益性を説明するということかと思う。」との意見があった。

- (7) これまでの都道府県は、個別に事業を明記しなさいと指導してきた。例えば食鳥検査などは県の委任を受けて行っているの、個別な形で定款の中に盛り込むよう指導があった。認可する都道府県によっても指導内容が変わってくるのではないかな。
- 公益認定上では細かいことは記載しなくてよろしい、大雑把でよろしいということである。事業計画の中で細部にわたって記載すれば問題ないのではないかな。
- (8) 大森委員長から、「定款の事業を詳細に記載することで、実施しない事業を削るために定款変更を行わなければならないことと、ガイドラインの社員の資格得喪に関する条件における会員資格を獣医師に限定すること等の関係から、現在の定款の事業等には必要最小限の追加をするという変更でよろしいのではないかな。」との意見があった。
- (9) ある地方会が公益認定の申請を行ったが、会員の構成等が他の地方会の事情と全く違うため、他の地方会がまねをしようとしてもあてはまらない。
- (10) 大森委員長から、「日獣は団体会員制でないかとまとまらないと考えるので、現在の組織形態の中で変える個所を最小限に留めたい。しかし、経理はしっかり実行しないとイケない。」との意見があった。
- (11) 先日、新聞の記事に、中央団体は公益認定を取らずに一般社団の認可申請を行うところが非常に多いという記事があった。会員から公益認定を申請せずに一般社団でよろしいのではないかなとの声もある。
- (12) 他の団体では各地区に支部を持っているが、例えば本部の役員と地方の役員を兼ねて務めている場合、地方で公益認定を取らないと、連座制の観点から、本部でも公益認定をとれないといった状況もある。
- (13) 大森委員長から、「日獣の地区割り、役員構成、団体会員制等々が今回の制度移行にあたってどういう影響を受けるか十分検証しなければならないが、我々もそこまで検証しきれていないのが現状である。現にこれまで公益事業を実際行ってきたので、いきなり制度が変わったからといって細かい項目まで変えなければいけないということにはならないと考える。ただし、経理区分を行うときはそれぞれ細かい区分ごとに行わなければならない。定款に沿って細かな項目が説明できればよろしいのではないかな。」との意見があった。

エ 動管協からの合併要請の対応

大森委員長から、資料に沿って説明がなされ、以下のとおり協議がなされた。

- (1) 「本県の動物保護管理協会は、任意団体であり、獣医師会と運営が別である。日獣と動管協が合併することになると、本県と本県の動管協が合併する方向に持っていきやすくなったが、現在の本県動管協の会員の扱いをどうするのか。当然、本県動管協の中で協議しなければならないし、合併するとなると獣医師会の同意も必要。5年間の間で合併しなければいけないか。」との質疑に、大森委員長から、「整備法に基づく合併手続きは5年間であるが、任意法人の場合、この法律に基づいて合併する必要はない。ある日突然両者が合意いして合併文書などを取り交わせればよろしいのではないかな。ただ、他の県の動管協は、法人格があるのでぜひとも今回の合併に理解いただきたい。地元でどう対応するかについて、我々が口を挟むことはできないが、中央団体の合併を受けて各県の問題としてどう対応をするのか任せるしかない。」と回答された。

(2) 「本県の動管協は財団法人である。現在のところ、動管協独自で公益認定を受ける方向で進んでいる。ただし、本県の動管協が、日獣のどういった会員になるのか。本県の動管協会員は、獣医師でないか方がたくさんいるので、整理するにもなかなかできない。」との意見に対し、大森委員長から、「私どもから提案できるのは、日獣の団体賛助会員としてお迎えしたいという言い方になる。」と回答された。

VI まとめ

大森委員長から、「委員各位の立場での疑問点、課題、また、各地区の意見も集約して日獣に出していただきたい。次回委員会でその疑問点等を示し、疑問点を一つ一解決するという作業を積み重ねて進めていきたい。また、各地区での問題について、日獣を交えて議論したいと考えている場合には、誘いをいただければ担当を派遣し、協議を推進することも可能である。なお、それぞれの地区の進捗状況等をお知らせいただきたい。次回の開催は4月以降になると思うが、新公益法人制度検討の要点等を地方会向けに作成したので、各獣医師会で議論を進めていただきたい。」旨の挨拶があり、会議を終了した。